


所管部課	福祉部 生活福祉課	部長	吉沢 寿子		
件名	東大和市生活保護法施行細則の一部を改正する規則について				
		区分	<input type="radio"/>	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>平成28年1月より、個人番号（マイナンバー）の利用が開始され、生活保護関連帳票や手続き様式に個人番号の記入欄を設ける必要が生じたため、所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点 第2号様式の2及び第11号様式への個人番号記入欄の追加。</p> <p>(2) 施行日 平成28年 1月 1日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 個人番号の活用により、行政運営の効率化を図ることができる。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>規則の案文は、文書課において審査済。</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議報告後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。